

南あわじ市分別収集計画

令和4年7月27日

1. 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業所・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 容器包装廃棄物の発生抑制、再利用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- (2) 全ての関係者が一体となった取組みによる環境負荷の低減
- (3) 市民・事業者・行政が一体となった排出抑制・資源化の促進

3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5か年間とし、令和7年度に見直す。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、その他の紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	1,434.2 t	1,417.2 t	1,400.4 t	1,383.8 t	1,367.5 t

内 訳

収集に係る 分別の区分	分別収集する容器 包装廃棄物の種類	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
缶 類	スチール缶	37.7	37.3	36.9	36.4	36.0
	アルミ缶	85.3	84.3	83.3	82.3	81.4
	小 計	123.0	121.6	120.2	118.7	117.4
瓶 類	無色ガラス	105.0	103.8	102.5	101.3	100.1
	茶色ガラス	126.4	124.9	123.4	121.9	120.5
	その他のガラス	31.2	30.8	30.4	30.1	29.7
	小 計	262.6	259.5	256.3	253.3	250.3
紙 類	段ボール	334.8	330.8	326.9	323.0	319.2
	紙パック	32.8	32.4	32.0	31.7	31.3
	その他の紙製容器 包装	190.4	188.1	185.9	183.7	181.5
	小 計	558.0	551.3	544.8	538.4	532.0
プラスチック類	ペットボトル	109.9	108.6	107.4	106.1	104.8
	その他のプラスチック製容器包装	380.7	376.2	371.7	367.3	363.0
	うち白色トレイ	3.3	3.2	3.2	3.2	3.1
	小 計	490.6	484.8	479.1	473.4	467.8
	合 計	1,434.2	1,417.2	1,400.4	1,383.8	1,367.5

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施するに当たっては、市民・事業者・再生事業者がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

・環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場における副読本等を活用した環境教育、学校給食における牛乳パックの回収・リサイクルの取組みやごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し、市民、事業者に対して、ごみ排出量の増大、最終処分場のひっ迫、ごみ処理に要する経費の急増等ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果並びに温室効果ガス削減等の環境負荷低減の効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

・過剰包装の抑制

簡易包装の協力店や商店街等との地域協定や優良店表彰制度等を導入するなど、スーパーマーケット等の小売店での包装の簡素化を推進する。

・販売包装の有料化、買い物袋の持参の徹底

レジ袋等の小売包装の有料化、繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバッグ）の持参の徹底等の普及啓発、指導、地域協定を活用した関係者の連携方策等を行い、スーパーマーケット等の小売店での容器包装の使用の合理化を行う。

・リターナブル容器、再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用、販売の促進

7. 分別収集をするものとした容器廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

(法第8条第2項第3号)

廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を次表左欄のように定める。

また、市民の協力度、南あわじ市が有する保管・資源化施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、次表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の種類
主としてスチール製の容器		スチール缶
主としてアルミ製の容器		アルミ缶
主としてガラス製の容器	無色	無色ビン
	茶色	茶色ビン
	その他	黒・緑・青色ビン
主として紙製の容器包装であって飲料を充填するためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)		飲料用紙パック
主として段ボール製の容器		段ボール
主として紙製容器であって上記以外のもの		厚紙、ボール紙等の紙製容器包装 (雑誌・その他の紙類に分類)
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又は醤油を充填するためのもの※その他主務大臣が定める商品を含む		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色の発泡スチロール製食品トレイ(以下「白色トレイ」と表記)	
	ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装	

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

別 紙

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

また、人口変動率は、平成30年度から令和4年度の人口より次のとおり設定した。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
44,960 人	44,426 人	43,899 人	43,377 人	42,862 人
(対R4年度比) 98.81%	(対R4年度比) 97.64%	(対R4年度比) 96.48%	(対R4年度比) 95.33%	(対R4年度比) 94.20%

10. 分別収集を実施するものに関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、市民団体による集団回収及び協力事業者による店頭回収を推進することとする。

分別収集する 容器包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集・運搬の段階	選別・保管等段階
スチール製の容器包装	スチール缶	委託業者による 指 定 日 回 収	市
アルミニウム製の容器包装	アルミ缶		
ガラス製の容器包装	茶色、無色、黒・ 緑・青色 ビン		
主として紙製の容器包装であって飲料を充填するためのもの	紙パック		民間業者
段ボール製の容器包装	段ボール		
主として紙製容器であって段ボール以外の紙	雑誌・その他紙類		
ポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器	ペットボトル		市
主としてプラスチック製の容器包装であってペットボトル以外のもの	白色トレイ		
	プラスチック製の容器包装		

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

市内に点在していた保管施設を集約するとともに、プラスチック製容器包装の分別収集を実施するため、平成21年度に中央リサイクルセンターを新設した。

分別収集の用に供する施設計画を下表に示す。

分別収集する 容器包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収 集 車	中 間 処 理
スチール製容器	スチール缶	プラスチック コンテナ	2 t ダンプ 2 t パッカー車	市が設置している ストックヤード
アルミ製容器	アルミ缶			
無色のガラス製容器	無色ビン			
茶色のガラス製容器	茶色ビン			
その他ガラス製容器	黒緑青色ビン			
飲料用紙製容器	紙パック	袋又は縛る	2 t ダンプ	民間業者（委託）の ストックヤード
段ボール	段ボール			
その他紙製容器包装	雑誌・その他紙類			
ペットボトル	ペットボトル	袋	2 t ダンプ 2 t パッカー車	市が設置している ストックヤード
その他のプラスチック 製の容器包装	白色トレイ プラスチック製 の容器包装		2 t ダンプ	市が設置している ストックヤード

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・ 容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、市民や事業者の意見要望を反映させ、分別の区分と基準に従って適正に排出されるように啓発活動を行う。
- ・ 毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認し、記録し、3年後の計画改定時にはその記録を基に事後評価を行うこととする。

(別紙)

各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
(法第8条第2項第4号)

容器包装廃棄物項目		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	収集量算定の根拠
スチール製容器(t)	行政回収	36.0	35.5	35.1	34.7	34.3	$R1 \sim 3$ 実績を元に原単位を設定。(原単位)0.8kg ×人口×収集人口率÷100÷1000
	集団回収						
	店頭回収						
	小計	36.0	35.5	35.1	34.7	34.3	
アルミ製容器(t)	行政回収	76.4	75.5	74.6	73.7	72.9	同上(原単位)1.7kg。
	集団回収						
	店頭回収	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	
	小計	79.3	78.4	77.5	76.6	75.8	
無色 ガラス製容器 (t)	指定法人引渡量	94.4	93.3	92.2	91.1	90.0	同上(原単位)2.1kg。
	独自処理 量	行政回収					
		集団回収					
		店頭回収					
	小計	94.4	93.3	92.2	91.1	90.0	
茶色 ガラス製容器 (t)	指定法人引渡量	121.4	120.0	118.5	117.1	115.7	同上(原単位)2.7kg。
	独自処理 量	行政回収					
		集団回収					
		店頭回収					
	小計	121.4	120.0	118.5	117.1	115.7	
その他 ガラス製容器 (t)	指定法人引渡量	22.5	22.2	21.9	21.7	21.4	同上(原単位)0.5kg。
	独自処理 量	行政回収					
		集団回収					
		店頭回収	0.2	0.2	0.2	0.2	
	小計	22.7	22.4	22.1	21.9	21.6	
飲料用紙パック容器(t)	行政回収	3.6	3.6	3.6	3.5	3.5	同上(原単位)0.1kg。
	集団回収						
	店頭回収	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	
	小計	6.1	6.1	6.1	6.0	6.0	
段ボール(t)	行政回収	244.6	244.7	244.8	244.8	244.8	同上(原単位)6.8kg。
	集団回収						
	店頭回収						
	小計	244.6	244.7	244.8	244.8	244.8	
その他紙製容器包装(t)	指定法人引渡量						同上(原単位)1.9kg。
	独自処理 量	行政回収	21.4	21.9	22.5	23.1	
		集団回収					
		店頭回収					
	小計	21.4	21.9	22.5	23.1	23.6	
ペットボトル (t)	指定法人引渡量	89.0	88.9	88.9	88.7	88.6	同上(原単位)2.2kg。
	独自処理 量	行政回収					
		集団回収					
		店頭回収	4.8	4.8	4.8	4.8	
	小計	93.8	93.7	93.7	93.5	93.4	
その他プラスチック製容器 包装 (t)	指定法人引渡量	141.6	141.8	142.0	142.1	142.2	同上(原単位)4.2kg。
	独自処理 量	行政回収					
		集団回収					
		店頭回収	1.3	1.3	1.3	1.3	
	小計	142.9	143.1	143.3	143.4	143.5	
うち白色トレ イ	指定法人引渡量	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	同上(原単位)0.01kg。
	独自処理 量	行政回収					
		集団回収					
		店頭回収	0.6	0.6	0.6	0.6	
	小計	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	
分別基準適合物見込み値 合計(t)		862.6	859.1	855.8	852.2	848.7	
各年度(4月1日時点)推計人口(人)		44,960	44,426	43,899	43,377	42,862	